

青森市小児慢性特定疾病医療費助成の申請をされるかたへ

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、国の定める小児慢性特定疾病に該当するかたへ、医療費の一部を助成するものです。皆さんの検査・治療データを国に情報提供することで、今後の医療の確立に貢献していることをご理解ください。

◆対象となるかた 国の定める小児慢性特定疾病の基準に該当する 18 歳未満の児童

◆ 申請に必要な書類

- ①小児慢性特定疾病医療費支給認定（新規・更新・変更）申請書
 - ②小児慢性特定疾病医療意見書（指定医が記入、3ヶ月以内に作成されたもの）
 - ③健康保険証※1）参照
 - ④被保険者等の市町村民税額（所得割）を確認することができる書類※2）参照
 - ⑤健康保険上の高額療養費所得区分を認定するための書類※3）参照
 - ⑥医療意見書の研究利用についての同意書
 - ⑦高額療養費所得区分照会のための同意書
 - ⑧特定疾病療養受療証の写し（血友病A・Bの方のみ）
 - ⑨マイナンバーの確認、身元の確認ができる書類※4）参照
 - ⑩対象となる児童及び同一世帯員の個人番号のわかる書類
- ※加入している医療保険や申請者により、必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- ⑪委任状（代理の方が申請する場合のみ）

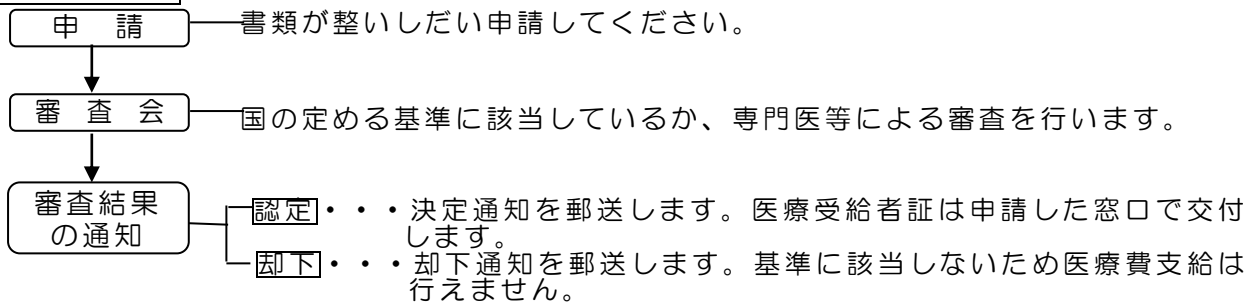
【重症患者認定申請も同時に行う場合】①から⑪のほか以下に以下の書類も必要です。

- ⑫重症患者認定申告書
- ⑬重症の該当要件を証明する書類（身体障害者手帳の写し、障害年金証書の写し等。小児慢性特定疾患医療意見書を証明書類とする場合は不要。）

【人工呼吸器等装着者申請時添付書類を提出する場合】

- ⑭人工呼吸器等装着者証明書

◆申請後の流れ・・・申請から結果のご連絡までは概ね1～2か月程度かかります。



※1）健康保険証の写し

加入している医療保険により提出が異なります。

加入保険	青森市国民健康保険 (青国)	国保組合 (例：〇〇国民健康保険組合 等)	社会保険 (例：全国健康保険協会XX支部、 XX共済組合、XX健康保険組合)	生活保護
提出が必要な方	児童と住民票上同一世帯で、かつ同じ医療保険の加入者全員分	同居・別居を問わず、児童と同じ医療保険加入者全員分	児童及び被保険者分 ※児童の被保険者証に被保険者氏名が記載されていれば、被保険者分は省略可。	
例 ※太枠内が該当者となります。				不要

※2) 被保険者等の市町村民税(所得割)を確認するための書類

医療保険の世帯単位の所得は、医療保険の保険料の算定方法を踏襲し、児童の加入している医療保険によって、その所得をみる範囲が異なります。

加入保険	青森市国民健康保険 (青国)	国保組合 (例:〇〇国民健康保険組合 等)	社会保険 (例:全国健康保険協会XX支部、 XX共済組合、XX健康保険組合)	生活 保護
算定の考え方	児童と住民票上同一世帯で、かつ同一の医療保険の加入者全員分の所得を合算した額で決定。	同居・別居を問わず、児童と同一の医療保険加入者全員分(中学生以下の方は提出不要)の所得を合算した額で決定。	児童と同一の医療保険の被保険者又は組合員の所得のみで決定。児童自身が被保険者の場合は児童の所得で決定。	不要
世帯の課税 状況等確認 書類	該当年の市町村民税が課税されている場合、市が保有する公簿またはマイナンバーの情報連携により確認しますので、不要です。 ※但し、該当者が未申告の場合、該当年の1月1日時点で住民登録のあった市区町村に対し、申告が必要(無収入の場合も含む)になります。			
【該当者のみ】 市町村民税 非課税世帯 の場合の収入 確認書類	年金・手当等の証書の写し又は振込通知書の写し 市町村民税非課税世帯の場合で、保護者が下記の障害年金等を受給している場合は、保護者の該当年の受給額が分かる書類が必要です。 【対象となる障害年金等】 ・障害年金(基礎年金、厚生年金、共済年金等)、特別障害給付金、特別障害者手当、(経過的)福祉手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、遺族年金(基礎年金、厚生年金、共済年金等)、寡婦年金、障害手当(一時金)			

※3) 高額療養費制度に係る所得区分認定のための書類

医療保険者の照会について、下記に該当する場合は、「該当年の市町村民税所得課税証明書(下欄参照)」が必要となります。

加入保険	青森市国民健康保険 (青国)	国保組合 (例:〇〇業国民健康保険組合 等)	社会保険 (例:全国健康保険協会XX支部、 XX共済組合、XX健康保険組合)	生活 保護
提出が 必要な方	不要 ※但し、申請年の1月1日時点で青森市に住所がない場合は、提出が必要。	同居・別居を問わず、児童と同一の医療保険加入者全員分(中学生以下の方は提出不要)	児童と同一の医療保険の被保険者または組合員が非課税の場合、被保険者または組合員の分	不要

申請時期によって、提出する証明書類が異なります

申請月	証明書類
4月~6月	前年度分の市区町村民税所得課税証明書
7月~翌年3月	当該年度分の市区町村民税所得課税証明書

※4) マイナンバーの確認、身元の確認ができる書類

マイナンバーの記入に当たっては、番号確認のほか、身分証明書等による保護者(同一医療保険者の被保険者)の身元確認が必要となります。また、代理の方(18歳以上の本人(=成年患者)の家族等が申請する場合を含む)が申請する場合は、番号確認のほか、代理権及び代理の方の身元確認も必要となります。

申請者	番号確認に必要なもの (下記のうちいずれか1つ)	身元確認に必要なもの (下記のうちいずれか1つ)	代理権の確認に必要なもの
保護者 または本人 (18歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード(このカードで番号及び身元の確認が可能です) 通知カード(※記載内容に変更がない場合のみ) 個人番号が記載された住民票の写しなど 	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証、パスポートなど顔写真が添付されている証明書 被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2種類 	なし
代理の方 (成年患者の家族等が申請する場合を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 委任者の個人番号カード(または写し) 委任者の通知カード(または写し※記載内容に変更がない場合のみ) 委任者の個人番号が記載された住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証、パスポートなど顔写真が添付されている証明書 代理人の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2種類 	<ul style="list-style-type: none"> 委任状

【お問い合わせ】青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ(元気プラザ内)

〒030-0962 青森市佃二丁目 19-13 電話:017-718-2987

小児慢性特定疾病医療費助成担当

